

データベース資料利用サービス取扱要綱

(目的)

第1条 伊万里市民図書館（以下「図書館」という。）は、市民の幅広いニーズに応じた課題解決型の図書館サービスを展開し、急速に進展する電子化に対応した迅速で的確な情報の提供を促進することを目的として、本サービスを運用する。

(利用できるデータ)

第2条 本サービスにおいて利用できるデータベース資料は、図書館が利用契約を締結している次の各号の資料とする。

- (1) 第一法規法情報総合データベース「D1-Law.com」
- (2) 「日経テレコン21」
- (3) 「ジャパンナレッジ」

(利用者の範囲)

第3条 データベース資料利用サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、原則として、伊万里市民図書館運営規則第10条に基づく利用申込登録をしている者、または伊万里市民とする。

(利用の申込)

第4条 データベース資料利用サービスの利用は、データベース資料利用申込書（様式第1号）の提出をもって行うものとする。なお、電話、FAX、メールによる申込は受け付けない。

(利用の範囲)

第5条 第4条に規定する様式第1号によりデータベース利用申込をした者は、第2条に掲げるデータベースの検索、表示、閲覧を認める。また、利用規約の範囲内および著作権法上許される範囲内で、必要なデータの図書館内における複写を認める。

(複写サービス)

第6条 第5条に規定する複写サービスについては、有料とし、その取扱いについては、別に「データベース資料有料複写サービス取扱要領」を定める。

(利用時間)

第7条 データベース資料利用サービスを利用できる時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 図書館の開館時間から閉館時間までとする。
- (2) 1回の利用につき30分間とし、申出をすることにより、最大1時間までの継続

延長を認める。

(データベース資料の著作権)

第8条 各データベースの著作権は、データベースの提供会社およびデータベースの情報提供者に帰属し、著作権法をはじめとする国内法令によって保護されている。

(禁止事項)

第9条 データベース資料利用サービスの利用に際し、利用者が次の各号に掲げる行為をおこなうことは、これを禁止する。

- (1) USBメモリー、CD、フロッピーディスク等の外部記憶媒体へのダウンロードや、電子メール等によるデータ送信を行うこと。
- (2) その他、第2条に規定する各データベースの、利用規約に反する行為。

(制裁措置)

第10条 利用者が、第9条に規定する禁止事項に違反する行為や、不正、または不適切な利用と認められる行為を行った場合は、本サービスの利用を停止する場合がある。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。